



MARUOKA ROTARY CLUB

丸岡ロータリークラブ会報



RI 2650地区スローガン

「ロータリーの原点に戻る」

誠意をもって語り合い、勇気をもって共に未来へ

- 2650地区ガバナー 松原六郎 -

丸岡RCスローガン

居心地のいいクラブで！

人としてさらなる成長を目指しながら

- 丸岡RC会長 杉本政昭 -

📅 本日の例会

令和2年10月 5日（月）第2021回例会

19:00 開会点鐘

君が代・ロータリーソング 「四つのテスト」 斉唱

会長挨拶 杉本 政昭 会長

祝 事 10月 会員誕生日 結婚記念日
夫人誕生日

幹事報告 三寺 康信 幹事

委員会報告

- ① 例会出席報告
- ② ニコニコ箱 ロータリー財団 本日の寄付報告

19:30 米山奨学生卓話

「夢を叶えてくれた日本」
ガウタム ビベク さん <ネパール・男性>

同行者：地区米山奨学副委員長 伊藤 彰 様
(福井 RC)

お世話クラブ（武生府中 RC）
米山カウンセラー 大谷 和義 様

20:00 閉会点鐘

📅 幹事報告

<ガバナー事務所より>

- ① 財団補助金のアンケート依頼
- ② ローターアクト「RAC ニュース」
⇒希望者は事務局まで
- ③2019-20年度 財団補助金 財務調査報告
- ④財団室 NEWS 2020年10月号
- ⑤2021年度 決議審議会へ決議案提出依頼
- ⑥新型コロナウイルス感染拡大防止についての
新たな指針

📅 次回の例会

令和2年10月12日（月）休会

令和2年10月19日（月）休会

令和2年10月26日（月）第2022回例会
クラブフォーラム

「ガバナー公式訪問に向けて」
ガバナー補佐 木村 昌弘 様

📅 今後の予定

12日開催の理事会で決定次第報告します。

福井県内下記ロータリークラブ例会情報

- ・ビジター受付、メーキャップのみ受付も
- 全クラブ感染防止の対策の為、中止

⇒新型コロナウイルス感染防止での理由でご欠席
の場合は、欠席と扱いません。

それ以外の理由での場合は、欠席となります。

⇒欠席連絡は理由を添えて月曜日15時頃までに
事務局へ。欠席連絡の徹底をお願いします。

⇒オンラインでの例会参加希望の方は、事務局まで





皆さん今晚は。9月ももう少しで終わりです。これからは、秋本番ということで、大変過ごし易い良い季節になってきます。コロナ禍ではありますが、個人個人が工夫して秋を楽しんでください。

今月、来月と地区奉仕担当者会議やR L Iなど各会議の案内が入ってきております。そのすべてがweb会議の案内となっております。その必要性・重要性を改めて認識いたしております。当クラブにおいてもコロナ禍ということで8月9月の理事会はweb会議で行っております。今後おきましても、その状況を見ながら対面理事会も考慮しつつ進めていきたいと思っております。

今日はパソコンの日だそうです。1979年(40年前)の9月28日にNECのパソコンが発売され、ここからパソコンブームが始まったそうです。

40年前といいますが40才の現役バリバリで、今もなお、お元気でご活躍されております林田千之会員、本日卓話どうぞよろしくお願いいたします。

竹吉青少年奉仕委員長 報告&お礼

9月28日(月)



丸岡高校定時制では、最近、就労機会がない生徒が多いので、丸岡ロータリークラブの会員様企業にインターンシップの生徒の受け入れをお願いしたところ、コロナ禍で非常に難しい時期にも関わらず、クリーンリース様、東角建設様それぞれ1名ずつ生徒を受け入れていただきました。9月9日～11日3日間、それぞれ職場では懇切丁寧にご指導いただきまして非常に有意義な職業体験ができました。本当に有難うございました。またこのような機会がありましたら、ご協力よろしくお願いいたします。

会員卓話

9月28日(月)



『ロータリー検定に挑戦!』

林田 千之 会員

卓話の依頼をお引き受けして、昭和平成令和と時代を生きてきたので、思うところをお話しようかとも思いましたが、「ロータリー検定」という問題集を見つけましたので、皆さんと一緒に挑戦しようと考えました。これは、2590地区の2012～2013年度のガバナー露木雄二さんが作成されたものです。では、1問目から一緒に見ていきましょう。

<以下解答>

問1 ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第1 奉仕の機会として(**知り合い**)を広めること。

第2 事業および専門職務の(**道徳的水準**)を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという(**認識**)を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を(**品位**)あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に(**常に奉仕の理想**)を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の(**理解**)と(**親善**)と(**平和**)を推進すること。

問2 四つのテスト

言行をこれに照らしてから

1. (**真実**)かどうか
2. みんなに(**公平**)か
3. (**好意**)と(**友情**)を深めるか
4. (**みんなのために**)なるかどうか

問3 第2標語

最もよく(**奉仕する者**)、最も多く(**報いられる**)
(**One**) profits most who serves (**best**)

●職業奉仕の根幹をなす標語として重用されなければならない



問4 会員増強はなぜ必要か？ (例：クラブの活性化)

問5 なぜ新会員の退会者が多いのか？ (例：ロータリーを知ることができないから)

問6 仲良くクラブがなぜ悪い？ (親睦が目的ではない)

問7 ○×問題 基礎編

1. 「超我の奉仕」とは自分を犠牲にして他人の為に尽くすことである。 ×

「超我の奉仕」とはサービス・アバープ・セルフの日本語訳です。サービス・アバープ・セルフのセルフは「我」ではなく「利己心」のことで、サービスは「サービス精神」に近い意味です。したがって「利己心よりもサービス精神」が判りやすい訳です。誰かが誰かの犠牲になるのではなく、人と人が生かしあうことです。

2. 「最も良く奉仕する者、最も多く報いられる」とは良いことをすれば心が満たされるという意味である。 ×

「最も良く奉仕する者、最も多く報いられる」の骨子は「奉仕する者が報われる」ということです。この奉仕は「奉仕する者もされる者も共に受益者となるタイプの奉仕」のことで「利己的な欲求と利他的な欲求が両立するタイプの奉仕」のことで

3. ロータリーの個人奉仕とは、個人個人の力を合わせて大きな奉仕にしようという意味である。 ×

「ロータリーの個人奉仕」とは、ロータリーの仲間が皆で学んだことを、それぞれ個人個人で人の為に役立てようということです。一般の奉仕団体の「団体奉仕」とは、ひとり一人の奉仕を合わせて大きな奉仕にしようということです。

4. ロータリーの奉仕プログラムは団体奉仕を育成する為のものである。 ×

「ロータリーの奉仕プログラム」は団体奉仕に当ります。ロータリーでは団体奉仕を個人奉仕の教材用サンプルとして、また奉仕の練習の場と捉えています。

5. ロータリーは単年度制であるが、金品の継続的援助は認められている。 ×

「単年度制」と「単年度の原則」は別のもので、金品支援を一年以上続けられないことが「単年度の原則」です。団体奉仕における金品支援には「ずるい人や怠け者に奉仕してしまうリスク」と「救済の優先順位判定ミスリスク」が伴います。このミスをした場合、それを最小限に留めるための手段が「単年度の原則」なのです。

6. ロータリーでは奉仕が目的で親睦がその手段である。 ×

ロータリーにおいて親睦とは、仲間同士が情報の交換と共有によって互いの成長を加速しあうことです。そして成長した自分を人の為に役立てることがロータリーの奉仕です。この親睦と奉仕のローテーションがロータリーライフです。ロータリーでは親睦も奉仕の手段であり、目的は「人を育てること」です。全人類を立派な人に育てることによって世界平和を実現しようというのがロータリー運動です。

7. 「エゴとの決別」とは利他主義のことである。 ×

「エゴとの決別」とは利己主義の否定であって、利他主義の肯定ではありません。ロータリーの奉仕とは「利己的でもない利他的でもない、中庸で普遍的な奉仕」なのです。利他主義は「努力したものが報われず、努力しないものが受益者となる」リスクを伴います。そのようなシステムの下にある組織や国は、いずれ滅びることになります。

8. 職業奉仕とは職業で得た利益を社会に還元することである。 ×

職業奉仕とは顧客等の職業関係者にサービスすることです。人から利益をとろうとせず、サービスを与えようとすることです。「職業奉仕をすれば、その結果として継続的な利益と高い職業倫理を得られ、事業が発展する」というのがロータリーの職業奉仕理念です。

9. ロータリーの社会奉仕とは、ボランティアやチャリティーなどをする事である。 ×

ロータリーで学び、成長した自分を社会の為に役立てることが「ロータリーの社会奉仕」です。チャリティーやボランティアは一般の奉仕団体の「利他的な社会奉仕」なのです。

10. ロータリーという寛容の精神とは人を叱らないことである。 ×

ロータリーの寛容の精神とは、文化の違いなどにおいて「互いの違いを認め合う」ということです。自分がされて嫌なことは、人にしないということです。

問8 創設時のロータリーの考え方（最初の第2条、追加1条の定款）について

1935年、ポール・ハリスは日本を訪問。その時に「あなたはなぜロータリーを作ったのですか？」との質問に、「4. 寂しかったから」と答えています。その事実が示すように、ロータリーは「親睦と相互扶助」を目的に創設されました。しかし、創設後すぐに、そのような利己的な組織に未来はないと、「6. その他（一般的な意味での社会への奉仕）」の概念を導入します。

問9 「超我の奉仕」とは何か？

Service 「3. Not」 Self が後に Service 「4. Above」 Self に変わった。フランク・コリンズがこれを提唱した頃は、ロータリーは会員の利益の拡大のために、仲間内だけで取引をしていた。その相互互恵の仲間内の取引ではなく、会員外にも広げようというのが、この言葉の当初の主旨であったと考えられる。

現在は、この言葉は、以下のように理解されている場合が多い。「3. Not」 self (自己否定) が後に「4. Above」 self (自己の超越：超我) に変えられたことから、「自己を滅却して奉仕をしたのでは、自己の存在を否定することになる。自己の存在を認めた上で、それを超越し、他人に対する奉仕をすべきである」と。

問10 「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」とは？

相手のことを慮り、みんなのためになるような仕事をするのが、最終的には最大の利益を生み、その職業の繁栄に繋がるという職業の「1. 倫理観」を表す言葉である。売買関係、下請関係、同業関係、雇用関係と、千差万別な関係の連鎖である職業を「正直」に実践し、他者から搾取せず、犠牲を求めることなく、あらゆる人々が信頼と信用に支えられて生活できるようにすることを追求する。それは、高い「1. 倫理観」を持って、天職 (vocation) を通じてサービス (職業奉仕：vocational service) をすることとも理解される。

問 11 「奉仕の理想」とは何か？

ロータリーの綱領を理解する上での、重要なのは「 2. 有益な事業の基礎となる 」と書かれている「奉仕の理想」(Ideal of Service)とは一体何を意味するのか、ということです。これは、職業における高い倫理性を維持することであるとと言えます。ロータリーの文献を調べると、国際ロータリー初代事務総長、チェスレー・ペリーにより「奉仕の理想」とは「 4. 他人のことを思いやり、他人のために尽くすこと 」と定義されています。

問 12 ロータリーの奉仕は個人奉仕であるとはどういうこと？

ロータリーの奉仕活動は、「 3. 職業奉仕 」を根幹とするものであり、クラブで行う奉仕活動は、会員個人で行う奉仕活動の見本としてクラブで行うものである。このような意味で、クラブの奉仕活動も個人奉仕活動と考えるべきであり、団体奉仕と捉えるべきではない。

問 13 ロータリークラブの「親睦」とは？

ロータリーはロータリアン同士の「 2. 友情 」で成り立っている。親睦は、その「 2. 友情 」を深めることを目的とする。

毎週 1 回ロータリーの仲間が定期的集まることによりその「 2. 友情 」を深め、お互いが心を通わせながら、忙しい日常の仕事から離れて、自分を見つめ直し、自己変革を図っていくことを可能にする。

問 14 ロータリーの綱領、つまり目的について

すべての目的は、次の目的への手段です(目的連鎖)。

そう考えると、目的連鎖の果てのロータリーの究極の目的は、「会社内外での『他人への思いやりと助け合い』を大切に」から始まり、

- (職業を通じて) 他の人のために尽くし、
- (職業を通じて) 思いやりのある人を育て、
- (職業を通じて) 地域社会を明るくし、
- (職業を通じて) ゆたかな社会を構築することで、
- (職業を通じて) 平和な世界と万民の幸福を目指す。

ことになるのではないのでしょうか。田中作次 RI 会長エレクトは、2012-13 年度の RI 会長方針「 3. 奉仕を通じて平和を 」は、そのことを的確に示しています。

問 15 ロータリーファミリーにはロータリアンとロータリークラブだけでなく奉仕の精神を同じくする人々が含まれます。それらのクラブの名前は何か。

1. ロータリークラブの提唱による若者の奉仕クラブとは (ローターアクト)
2. 中学生や高校生の奉仕クラブとは (インターアクト)
3. ロータリアンと協力し各自の才能を生かしながらそれぞれの地域社会を良くする為の活動をする人達とは (プロバスクラブ)

問 16 2012-13 年度 RI 会長は日本人ですが、日本人では何人目の RI 会長でしょう？ (3 人目)

問 17 パソコン・携帯電話・スマートフォンの普及により全てを活用してロータリークラブの広報活動があったとしたら？

1. ロータリークラブが市民と身近になると思う
2. ロータリークラブが市民と身近になると思わない
3. その他 ()

解答は、ご自分でご判断ください。

問 18 規定審議会の決議による e-クラブとは何か？ (電子的な通信手段を通じて会合するロータリークラブ)

問 19 日本の e-クラブは何クラブありますか？ (平成 24 年 10 月現在) 3 クラブ以上

問 20 e-クラブの方針について下記の空欄を埋めてください。

RI 細則は 1 地区につき (2 つ) までの e-クラブを設立することを認めています。このため、e-クラブを作りたいと考えている場合は早めに (ガバナー) に相談することが重要です。ロータリー e-クラブは、RI 理事会によって全世界のものであるとみなされています。各 e-クラブは一つの地域に割り当てられますが、会員はロータリーが存在する (国や地域) ならどこに住んでいても構いません。

問 21

1. ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。奉仕の第一部門は (クラブ奉仕)、第二部門は (職業奉仕)、第三部門は (社会奉仕)、第四部門は (国際奉仕)、第五部門は (新世代奉仕 現在は 青少年奉仕) である。
2. 毎週 1 回、細則に定められた (日) および (時間) に、定期の会合を開かなければならない。
3. 正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの (日) または定例日の他の (時間) または他の (場所) に変更することができる。
4. 例会日が一般に認められた祝日を含む (国民の祝日) に当たる場合、またはクラブ会員が (死亡) した場合、または全地域社会にわたって (流行病) もしくは (災害) が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1 年に (4 回) まで例会を取りやめることができる。ただし、クラブが (3 回) を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。
5. 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 (12 月 31 日) までに開催されなければならない。
6. 職業分類。各会員は、その (事業)、(専門職務)、または (社会奉仕) の種類に従って分類されるものとする。

7. 理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の（ **職業分類** ）を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。
8. 5 名またはそれ以上の正会員が在籍している（ **職業分類** ）からは、新たな正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の（ **10 パーセント** ）より多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。
9. 各会員はクラブの（ **例会** ）に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも（ **60 パーセント** ）に出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならないとなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、欠席を（ **メイクアップ** ）しなければならない。
10. クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される（ **理事会** ）とする。
11. 理事会は全役員および全委員会の委員に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも（ **罷免** ）することができる。
12. クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は（ **最終的** ）なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第 12 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の（ **3 分の 2** ）の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、当該提訴の予告が、（ **幹事** ）により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。
13. クラブの役員は、（ **会長** ）、（ **直前会長** ）、（ **会長エレクト** ）、1 名または数名の（ **副会長** ）、（ **幹事** ）、（ **会計** ）および（ **会場監督** ）とする。このうち、（ **会長** ）、（ **直前会長** ）、（ **会長エレクト** ）および（ **副会長** ）は、全員理事会のメンバーとする。また、（ **幹事** ）、（ **会計** ）および（ **会場監督** ）は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよい。
14. 各役員は（ **クラブ細則** ）の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の（ **7 月 1 日** ）に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙され、かつ適格となるまで在任するものとする。
15. 会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前（ **18 ヶ月** ）以上（ **2 年** ）以内に選挙されるものとし、選挙された時点から（ **会長エレクト** ）を務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
16. 各役員および各理事は、いずれも、クラブの（ **暇疵なき** ）会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、（ **会長エレクト** ）研修セミナーと（ **地区協議会** ）に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された（ **代理** ）を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、（ **会長エレクト** ）研修セミナーおよび（ **地区協議会** ）に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした（ **研修** ）に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。
17. すべての会員は、細則の定める（ **入会金** ）および（ **年会費** ）を納入しなければならない。
18. 所定の期限後（ **30 日以内** ）に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、（ **幹事** ）が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後（ **10 日** ）以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
19. 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも（ **50 パーセント** ）に達していなければならない。
20. 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも（ **30 パーセント** ）に出席しなければならない（RI 理事会によって定義されたガバナー補佐はこの義務を免除されるものとする）。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。
21. 会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 9 条第 3 節もしくは第 4 節に従う場合を除き、連続（ **4 回** ）例会に出席せず、また（ **メイクアップ** ）もしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、（ **過半数** ）によって、会員の会員身分を終結することができる。
22. 幹事は、理事会決定後（ **7 日** ）以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後（ **14 日** ）以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第 16 条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
23. いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は（ **書面** ）をもって（ **会長** ）または（ **幹事** ）宛に行い、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員のクラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

24. クラブは、公職に就任しようとする（候補者）を支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる（候補者）の長所または短所を討議してはならない。
25. クラブは、（政治的性質）をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
26. クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して（嘆願）してはならない。また（書状）、（演説）、（提案）を配付してはならない。
27. RI 細則に従って、クラブが RI 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の（機関）雑誌または RI 理事会からクラブに対して承認ならびに指定されている地域的な（ロータリー雑誌）を購読しなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌を共同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6 ヶ月を一期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、一期の途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。
28. 購読料は、半年ごとに、クラブが、その（前払金）を各会員から徴収し、RI の事務局または RI 理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。
29. 会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示された（ロータリーの原則）を受諾し、クラブの（定款・細則）に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

<会員感想> 本日は「林田千之会員」による出席者全員による「ロータリー検定に挑戦！」と卓話がありました。前回、配布されました「ロータリー検定問題集」に関する解答と説明を求められました。問題も R 情報・広報・IT 部門に分かれていました。しかし、林田千之会員より回答を求められた数名の方は、流石ベテランの会員だけあり回答も難なく応えられていました。この回答に林田千之会員が補足し分かり易く説明をし、難問でも楽しく勉強がすることができました。皆様のご協力ありがとうございました。（文責 八百山正栄）

委員会報告

9月28日（月）

◆ロータリー財団◆ 寄付者 11名

林田千之 釣部 下田 林田恒正 山下 水崎 杉本
柿木 道木 川上 八百山

◆米山奨学会◆ 寄付者 11名

林田千之 釣部 下田 林田恒正 山下 水崎 杉本
柿木 道木 川上 八百山

◆ニコニコ箱◆ 寄付者 16名

杉本会長 本日卓話林田千之会員よろしくお願ひします。
三寺幹事 テストは学生以来です。問題の解答をあてるのは私以外でお願いします。

釣部 林田さん 本日は御苦勞様です。

林田千之 今日はよろしくお願ひします。

北 林田様 卓話ごころう様です。

下田 林田さん 卓話ありがとうございます。

林田恒正 たいへん難しい問題です。よろしくご指導ください。

山下 先日のゴルフ初めて80台ができました。

倉本 林田様 本日は御苦勞様です。

水崎 ロータリー検定はむずかしい。

柿木 林田さん 本日は卓話ありがとうございます。

私用により早退させていただきます。

◆出席報告◆ 出席委員会

例会日	会員数	出席	届有欠	届無欠	出席免除者 欠席	例会出席率
9/28	33	29	2	0	2	93.54%

◆寄付金の状況◆ニコニコ箱委員会 ロータリー基金委員会

	9月28日	累計	会費含む累計
ニコニコ箱	20,000円	123,000円	123,000円
ロータリー財団	14,000円	119,000円	
米山記念奨学会	14,000円	122,000円	

道木 林田千之会員 ご苦勞様です。

川上 林田会員 本日卓話楽しみです。

竹澤 林田千之会員 卓話よろしくお願ひします。

八百山 我が福井丸岡ラックが昨日全日本女子フットサル大会北信越リーグで全勝優勝致しました。11月の帯広での全国大会で優勝をめざします。応援宜しくお願いします。

上屋敷 本日もたくさんのご寄付ありがとうございました。

丸岡ロータリークラブ

会員数：33名 例会場：丸岡城のまちコミュニティセンター 例会日：毎週月曜日 19時00分

事務局：〒910-0251 福井県坂井市丸岡町一本田福所 22-24-3 東角建設(株) 2F

(月) 14時から18時 (火～金) 13時～17時

TEL 0776-67-0410 FAX 0776-67-4811 E-mail webmaster@maruoka-rotary.com

公共イメージ委員会 理事-山下健治 会報委員会 委員長-前川正智 副委員長-八百山正栄

委員-水崎亮博 瀬野友伸 海道佳秀

